

# 法定外公共用財産の使用料の改定額

(単位：円〔年額〕)

区 分 (略記)	単 位	改定後				改定前				
		所在地 (※)				所在地				
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	
通路、作業場等の原状のまま使用するもの等	使用面積 1 m <sup>2</sup>	300	250	230	230	290	230	210	210	
倉庫、物置等の工作物		680	550	520	500	640	500	470	460	
第一種電柱	1 本	2,370	1,880	1,560	1,450	2,300	1,810	1,450	1,390	
第二種電柱		3,650	2,890	2,400	2,230	3,540	2,790	2,230	2,140	
第三種電柱		4,920	3,890	3,240	3,000	4,770	3,760	3,010	2,880	
第一種電話柱		2,120	1,680	1,400	1,290	2,060	1,620	1,300	1,240	
第二種電話柱		3,390	2,690	2,230	2,070	3,290	2,590	2,080	1,990	
第三種電話柱		4,660	3,690	3,070	2,850	4,520	3,560	2,850	2,730	
支線柱及び支線		1 本(条)	削除				950	740	600	570
鉄塔	使用面積 1 m <sup>2</sup>	1,840	1,490	1,400	1,370	1,750	1,360	1,280	1,240	
その他の柱類	1 本	210	170	140	130	210	160	130	120	
共架電線その他上空に設ける線類	1 m	21	17	14	13	21	16	13	12	
地下に設ける電線その他の線類		13	10	8	8	12	10	8	7	
管類		外径が0.07m未満のもの	89	70	59	54	86	68	54	52
		外径が0.07m以上0.1m未満のもの	130	100	84	78	120	97	78	75
		外径が0.1m以上0.15m未満のもの	190	150	130	120	180	150	120	110
		外径が0.15m以上0.2m未満のもの	250	200	170	160	250	190	160	150
		外径が0.2m以上0.3m未満のもの	380	300	250	230	370	290	230	220
		外径が0.3m以上0.4m未満のもの	510	400	340	310	490	390	310	300
		外径が0.4m以上0.7m未満のもの	890	700	590	540	860	680	540	520
		外径が0.7m以上1m未満のもの	1,270	1,010	840	780	1,230	970	780	750
		外径が1m以上2m未満のもの	2,540	2,010	1,680	1,550	2,470	1,940	1,560	1,490
	外径が2m以上のもの	5,090	4,030	3,350	3,110	4,930	3,890	3,110	2,980	
看板	表示面積 1 m <sup>2</sup>	8,010	4,730	1,510	1,040	7,410	4,580	1,980	1,670	
農耕地、牧草地等	使用面積 1 m <sup>2</sup>	14	11	10	10	13	10	9	9	

## ※改定後級地区分の適用市町村

第一級地	横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市、座間市及び綾瀬市
第二級地	相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡大井町、同郡開成町、足柄下郡真鶴町及び愛甲郡愛川町
第三級地	三浦市、南足柄市、足柄上郡中井町、同郡松田町、足柄下郡箱根町及び同郡湯河原町
第四級地	足柄上郡山北町及び愛甲郡清川村